

産後ケア事業(デイサービス・ショートステイ型)の利用案内

産後ケア事業について

- ① 産後の休息を取る時間を確保しつつ、助産師からのサポートや育児指導を受けられます。
- ② 日帰りで利用するデイサービス型と宿泊して産後ケアを受けるショートステイ型があります。
- ③ 鹿島市と契約している医療機関で産後ケア事業(デイサービス・ショートステイ型)を利用することができます。

利用できる方

- 利用当日に鹿島市に住民票がある方
- 産後ケアを希望するお母さんと赤ちゃん
- 感染症ほか症状がなく、医療行為が必要ではない方



利用までの流れについて

① 利用を希望される方は事前に鹿島市へ申し込みが必要です

ロゴフォームまたは窓口での申請となります(妊娠7か月から申し込み可能)

窓口での申請を希望する場合は事前に[鹿島市保健センター\(☎0954-68-0300\)](tel:0954-68-0300)へ連絡をおねがいします。

ロゴフォームで申請をする場合は下記の2次元コードからお申し込みください。

- ② 申請後に利用券と決定通知書を発行します。
- ③ 産後ケア事業利用の決定通知が自宅へ届いたら利用を希望する病院へ直接予約してください。

★注1 ご利用の際は医療機関へ必ず産後ケア事業利用券と母子健康手帳とマイナンバーカードをご提示ください。

★注2 産後ケアの申請から利用までに時間を要する場合があります。また医療機関の受け入れ状況によっては希望の日に利用ができない場合もありますので利用を希望する場合は日程に余裕をもって申請してください。

★注3 産後ケア事業申し込み後のキャンセルや変更は早めに病院へ連絡をお願いします。

★注4 減免の条件を確認するため世帯の課税状況を確認します。
生活保護世帯の場合は該当の有無を担当課へ確認します。

産後ケア利用申請ロゴフォーム (申し込みはこちらから↓)



🌟利用上限

デイサービス型・ショートステイ型をあわせて 1人5回(泊)まで

デイサービス型

世帯区分	利用料
住民税 課税世帯	1,000円/1日
住民税 非課税世帯	無料
生活保護世帯	無料

ショートステイ型

世帯区分	利用料
住民税 課税世帯	5,000円/泊
住民税 非課税世帯	無料
生活保護世帯	無料

※デイサービス型・ショートステイ型ともに利用料とは別に医療機関が定める食事代が必要です。

産後ケア事業を実施している医療機関と食事代、持参物については鹿島市母子手帳アプリ(母子モ)か鹿島市のホームページを参照してください。

鹿島市子育てアプリ 母子モ



産後ケア事業に関するお問い合わせ
鹿島市保健センター内
鹿島市こども家庭センター
☎0954-68-0300
(平日 8:30~17:00)